

- 1 審議会名 令和5年度第7回安曇野市介護保険等運営協議会
- 2 日 時 令和6年3月25日(月) 13時から14時20分まで
- 3 会 場 本庁舎3階 全員協議会室
- 4 出席者 布山昌徳委員、新井清美委員、中村守良委員、黒澤幸恵委員、池田陽子委員、中島美智子委員、高橋喜博委員、黒木昌一委員、小澤悠維委員、小林真弓委員、大倉宏之委員、坂井さつき委員、中林美雪委員(欠席委員:奥田佳孝委員、笠原健市委員、長田珠美委員)
- 5 市側出席者 甕福祉部長、高橋高齢者介護課長、蓮井高齢者介護課長補佐、深井高齢者介護課長補佐、瀨介護保険担当係長、塩原介護保険担当係長、岩原介護予防担当係長、藤原主査、北部地域包括支援センター草深職員、南部地域包括支援センター山岸職員、藤松主査(事務局担当者)
- 6 公開・非公開の別 公開
- 7 傍聴者 3人
- 8 会議概要作成年月日 令和6年3月27日

## 協 議 事 項 等

### I 会議の概要

- 1 開会(高橋課長)
- 2 あいさつ(中島会長)
- 3 議題
  - (1) 令和6年度安曇野市地域包括支援センター設置運営方針(案)について
  - (2) 令和6年度指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業委託先事業所の選定(追加)(案)について
  - (3) 第9期における介護報酬改定に伴う予防給付ケアマネジメント業務委託料の算定(案)について
  - (4) 介護予防・日常生活支援総合事業の額(令和6年度改正概要)
- 4 報告事項
  - (1) 令和5年度地域包括支援センター事業評価の結果について
  - (2) 地域包括支援センターの今後の運営について
- 5 その他
- 6 閉会(中島会長)

### II 審議概要

#### 3 会議事項

- (1) 令和6年度安曇野市地域包括支援センター設置運営方針(案)について

事務局:資料1について説明

委員:2ページにヤングケアラーについて記載があるが、当法人でも来年度は研究しながら対応を進めていきたいと考えている。市ではヤングケアラーのおよその数字は把握しているか。

事務局:手持ちの資料なく回答できないが、関係する部署がいくつかあるため、把握できるかどうか調整させていただければと思う。

委員:ヤングケアラーの件で委員から質問があったが、運営方針や目標に掲げることについては、実態が把握できるような仕組みを作っていたらいいと考えている。

事務局:全くご指摘のとおりと考える。令和4年度に教育委員会で実態調査を行っているようであり、教育委員会と共有する中で、相談支援体制の強化をしていきたいと考えている。この場で具体的な数字はお伝え出来ないがご理解いただきたい。

委員:私の感想であるが、部署が異なるとデータが必要な部署のところに来ないということが起こる。必要だと考えるなら、柔軟に資料のやり取りをしていただければありがたい。

- (2) 令和6年度指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業委託先事業所の選定（追加）（案）について

事務局：資料2-1～2-5について説明

委員：質疑なし

- (3) 第9期における介護報酬改定に伴う予防給付ケアマネジメント業務委託料の算定（案）について

事務局：資料3について説明

委員：質疑なし

- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業の額（令和6年度改正概要）

事務局：資料4について説明

委員：スライド4の④12%減算について、ここで想定されている正当な理由とは何か。

事務局：令和6年度新設の減算となるが、これは国の令和6年度報酬改定と同内容としている。ここに記載のとおりであるが、これまで訪問介護で10%減算だったところが、今回の改正で減算の幅が大きくなり、相当サービスにも適用されたということになる。「正当な理由なく」というところは現状ではこれ以上のことは分からない。

委員：「正当な理由なく」という文言は、使いやすく様々なところで出てくるが、結局は要件に該当した場合、基本的に減算になるかどうか分からない。機会があれば、この要件が適用される又はその可能性のある事業所にどのような場合に適用されるのか分かりやすく示されるといいと思う。

事務局：「正当な理由なく」の補足説明になるが、有料老人ホーム等の集合住宅に居住する人に対して、そこに併設の訪問介護事業所がサービスに入る場合に適正な回数なのか、有料老人ホームとしてのサービス提供と訪問介護事業所のサービス提供の区別がしっかりされているか、といった観点で正当な理由に当たるかどうかの判断が必要ではないかという議論がされる中で、こういった記載がされたと考えられる。今後、報酬改定について国からQ&Aが出たりすることで、詳しいことがわかるかと思う。

委員：承知した。

委員：スライド8の報酬単価のところ「費用の伸びの適正化に向けて、相当サービスの報酬単価を1月あたりから1回あたりの単価への見直しを検討」していくということだが、なぜこれで適正化されるのか教えていただきたい。何となく1月あたりの包括報酬の方が費用としては抑制できる気がする。

事務局：スライド13に国の令和6年度告示改正について単位数の記載があるが、例えば4回で単価設定した場合に、436単位×4ということで、包括報酬より費用が少なくなる。

また、包括報酬だと利用者が休んだ場合に、1月分の料金負担が発生する。利用者の視点に立てば利用しない分も請求されているという状況である。

それらの部分で見直しができないかと考えている。

委員：承知した。

委員：スライド5について通所介護相当サービスの事業対象者の週2回利用について見直しをしていく記載があるが、通所型サービスAも含めて事業対象者の週2回利用を見直ししていくということか。

事務局：通所型サービスAについては、緩和した基準ということで実施していただいているため通所介護相当サービスとは少し内容が変わってくると考えている。そのため、通所介護相当サービスとは分けて検討が必要と考えている。

委員：承知した。

#### 4 報告事項（事務局より報告）

- (1) 令和5年度地域包括支援センター事業評価の結果について

事務局：資料5、別添1、当日資料1について説明

委員：質疑なし

(2) 地域包括支援センターの今後の運営について

事務局：資料6について説明

委員：質疑なし

5 その他（事務局より連絡）

- (1) 高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画概要版作成の報告（当日資料2）
- (2) 地域密着型サービスの指定に係る事業者からの回答内容の連絡
- (3) 令和6年度第1回目の会議は、令和6年5月下旬から6月上旬ごろを予定。